

入札説明書

1 業務担当課及び契約担当課

〒730-0041 広島市中区小町9番17号
一般財団法人広島市都市整備公社 環境事業部環境事業課 2階事務室
電話 082-244-7792 (直通)

2 調達内容

(1) 件名

ノート型パーソナルコンピュータ (環境事業部)

(2) 品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 21式

(3) 形状その他

仕様書のとおり。

(4) 納入期限

令和7年11月28日(金) 午後5時

※納入に当たっての設定等も完了していること。

(5) 納入場所

一般財団法人広島市都市整備公社 環境事業部環境事業課 (小町事務所) ほか [仕様書のとおり]

(6) 予定価格

落札決定後に公表

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者(落札候補者)がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び一般財団法人広島市都市整備公社契約規程(以下「規程」という。)第3条第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「02-02 事務用機器」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 資格確認申請書等の書類の交付方法

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「本公社」という。）のホームページ（後記15(8)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、次により交付する。

(1) 交付期間

入札公表の日から令和7年10月14日（火）まで
土曜日及び日曜日を除く毎日。午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒730-0041
広島市中区小町9番17号
一般財団法人広島市都市整備公社 環境事業部環境事業課 2階事務室
電話 082-244-7792（直通）

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

本公社のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、前記5(1)及び(2)により交付する。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

本公社のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、前記5(1)及び(2)により交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本公社のホームページからダウンロードすることができる。
（「パソコン調達用」を使用すること。）

ただし、これにより難しい場合には、前記5(1)及び(2)により交付する。

(ア) 提出期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月7日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日。午前9時から午後5時まで

(イ) 提出場所及び問い合わせ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

令和7年10月8日（水）から令和7年10月14日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日。午前9時から午後5時まで

(イ) 閲覧場所

前記1での閲覧に加え、公社ホームページにも掲載する。

7 入札の方法等

(1) 入札金額は、総価（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書を提出した後においては、その書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

(4) 入札回数

入札回数は、3回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

(5) 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がない場合、2回に限り再度入札を行う。

(6) 初度入札に参加していない者及び初度入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

8 入札書等の提出方法等

(1) 入札書

入札書には、本公社所定の様式のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ持参すること。なお、郵送、電送等その他の方法は認めない。

(2) 委任状（再度入札にあつては、委任の内容に変更がない場合は不要。）

代表者及び届出代理人（広島市に代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、入札開始前に代表者等からの委任状を提出すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本公社所定の様式（本公社のホームページに記載。または、前記5(1)及び(2)により交付。）を使用して作成すること。

9 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月15日（水）午前10時

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社 北庁舎別館 1階入札室

(2) 開札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。この場合、初度入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、一般財団法人広島市都市整備公社物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

10 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参して提出するものとする。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書は、返却しない。

(3) 提出期限

令和7年10月15日(水)の午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者が、開札日以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 前記11により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本公社を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申し込みをすると保険の締結ができないことがあることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書(本公社のホームページからダウンロードできるが、「パソコン調達用」を使用すること。)を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」(本公社のホームページからダウンロードできる。)を参照のこと(委託契約用ですが、本契約においても考え方は同じです。)

なお、契約保証金免除申請の承認には、本公社による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本公社において上記条件の確認ができない場合があ

ることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(4) 契約書の作成等

- ア 落札者は、落札決定した日から5日を経過する日（その日が、規則第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに契約書を取り交わすものとする。
- イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市が広島市競争入札参加資格を取り消すことがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- ウ 契約書は2通作成し、本公社及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。
- エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本公社が交付する。

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ その他規程第7条各号のいずれかに該当する入札

(7) この入札に係る資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、本公社のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none">・入札公表・入札説明書・仕様書・入札書様式・委任状様式・一般競争入札参加資格確認申請書様式・契約書（案）・仕様書等に関する質問書（パソコン調達用）・契約保証金免除申請書（パソコン調達用）	一般財団法人広島市都市整備公社のホームページ https://hiroshima-toshiseibi.jp/
<p>【共通様式】</p> <ul style="list-style-type: none">・物品売買等競争入札参加者の手引・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について	

(8) 印紙税について

本契約の仕様上、通常のパーソナルコンピュータの購入に伴う設定以外に電子メールフォルダの移設等特別な設定が記載されていることから、印紙税（2号文書）の負担が生じます（契約書1部のみ）。

入札書に記載した内訳金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約書に契約金額の内訳として記載しますので、印紙税が課税されるのは、設定に要する費用の部分のみとなります。